

EU 改正玩具安全指令 2009/48/EC を公表



欧州委員会は、欧州議会で採択された玩具安全指令の強化案を受け入れ、6月30日に改正玩具指令「2009/48/EC」を公表しました。新しい指令は、7月19日から発効し、2011年1月20日までに国内法を制定するようEUの加盟各国に求めています。この指令は、2011年7月20日から適用されます。

新しい化学物質の要件は、

- ・ 発ガン性が疑われる物質、いわゆる CMR (発がん性、変異原性または生殖毒性) が含まれる物質は、玩具の手で触れられる部分への使用禁止。
- ・ ニッケル等の物質の許容制限値の引き下げ。
- ・ 鉛や水銀等の特に毒性のある重金属の玩具への使用禁止。
- ・ 香料について、高いアレルギーを起こす可能性がある 55 物質をリストアップし、完全に使用を禁じる。また、一部の消費者に潜在的にアレルギーを起こす可能性がある物質は、玩具にラベルを付加する。

資料 2009年6月30日付 Official Journal of the European Union

DIRECTIVE 2009/48/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 June 2009 on the safety of toys

商品開発箇所 白亜力